

暮らしの中の国民年金

はたちになったら国民年金に加入

成人を迎えられた皆さんおめでとうございます。20歳になると成人として多くの権利が与えられ、同時に義務も果たさなくてはならなくなります。

国民年金制度に加入することもそのひとつです。この制度は、年をとって働けなくなったときの老齢基礎年金、加入中の病気やケガがもとで障害者になったときの障害基礎年金、あるいはご主人を亡くされて母子世帯になったときに遺族基礎年金として支給される国の保険制度です。成人になられた皆さんの中

国民年金

保険料の納付は
便利で確実な
口座振替で

には、すでに勤め先の厚生年金や官公庁での共済組合に加入されている方もあるかと思いますが、勤め以外の農業や自営業等に従事されている方は、20歳から国民年金制度に加入し、保険料を納めていただくことになっています。若い皆さんにとって老後のことなど先のことと思われるかもしれませんが、誰もが必ず「老年」を迎える日が必ずやってきます。老後のために、また、20歳になって最初に果たす義務として、国民年金への加入をしてください。

保険料はいくらか

納めていただく保険料は、昭和64年3月までが月額七千七百円、4月から月額八千円に引き上げられることになっています。

国民年金保険料も電気や電話料金などの自動振替と同じように、あなたの預金口座から自動的に振替納付することができます。納め忘れをしないためにも、便利な口座振替をおすすめいたします。

